

法整備支援の父・森嶌昭夫（名古屋大学名誉教授） ～研究者にして外交にも長けた実践者～

元国際協力部長／公証人

山 下 輝 年

ある「誉め言葉」

いつだったか、法整備支援連絡会の機会だったと思います。おそらく国際協力部（ＩＣＤ）¹の部長時代か、その後のことです。森嶌先生がベトナム・カンボジア法整備支援（当時は起草支援）の手探り状態の頃を説明するくだりで、

「山下さんとか変わった方がいて・・・、」と仰ったのです。会場にいた方々はクスッと笑い、私に視線が集中しました。もちろん、中には二人の関係性を知らない方もいますので、何の問題もないということを示す意味で、私も笑みを浮かべて何度か頷いたのです。その後の休憩時だったか、会場参加者が近寄ってきて

「あれは“最高の誉め言葉”ですね」と言ってきました。分かる人には分かるという意味で、非常に印象に残っている出来事でした。

過去のＩＣＤ NEWSを見てみると、その51号で2012年1月の法整備支援連絡会の記録が掲載されており、次のようにになっています。

「法務省も最初は人員、予算がつかないということで積極的ではなかったのですけれども、お願いをして入っていただいたのですが、やはり山下さんなど何人か通常のお役人とは違った方が一

生懸命やってくださって・・・」

一応、公刊物に掲載されるため、ご自身で若干修正されたと思われます。おそらく、この時のことで間違いないでしょう。

その後、私自身は、検察、更に刑事司法の国際協力（ＵＮＡＦＥＩ）²を経て公証人になるわけですが、日程が許せばＩＣＤや名古屋大学を含む法整備支援関連の行事に顔を出しておらず、「この間、森嶌先生が山下さんや森永さんの名前を出していましたよ」と聞くことがあります。森永さんというのは、森永太郎氏（元ベトナム長期専門家、元ＩＣＤ部長・ＵＮＡＦＥＩ所長、現弁護士）のことです。そのように名前を出してくれることも光栄なことであり、森嶌先生には感謝するばかりです。

そこへ「森嶌昭夫 2024年5月26日永眠 享年91（満89歳）」の讣報が2日後の5月28日に届きました。高齢であり、いずれそういう事態が来るのは頭の中では分かっていても、「来てほしくないものが来てしまった」のです。

実は、新型コロナ感染の影響で中断していたＩＣＣＬＣ³主催の歓迎懇親会が2023年から再開しましたが、その年の11月14日、ベトナム最高人民裁判所副長官一行を迎えた懇親会に、森嶌先生が突然お越しになりました。杖をつかれ、懇親

¹ 法務省法務総合研究所（以下「法総研」）の一つの部。

² 国連アジア極東犯罪防止研修所（英名の略称）

³ 公益財団法人「国際民商事法センター」（英名の略称）

会では椅子に座ったままでした。終盤になって遠慮がちに「今日は僕の誕生日なんだ、89歳のね」と仰いました。体調が万全とは言えない中の参加は、ベトナム法整備支援への愛着と、それが自分の役回りであるという使命感を示すものです。皆に対してはご自身の presence が present、またご自身への誕生日プレゼントだったのかもしれません。

森嶌先生は日本の法整備支援において「先駆け」「第一人者」などと紹介されますが、無から有を生み出したその功績は余りに偉大で、その形容ではまだ物足りない気がします。そこで、音楽の父（バッハ）、自然法・国際法の父（グロチウス）に倣って、「法整備支援の父」と冠した次第です。

同様の活動は、欧米で先に行われていますし、日本でも歴史を遡れば政尾藤吉法学博士がタイ法制の整備に貢献し、戦前の満州や台湾などで行われています。しかし現代「法整備支援」という意味では「父」に違いありません。

当初のプロジェクトが本の中の歴史になりつつあります。そこで、法整備支援活動を通じて接した「門前の小僧もどき」の時代（私が法総研教官であった2000年から2004年中心）につき、主觀と思い入れを込めて、個人的な想い出を記します。

森嶌先生との出会いと印象

私が法整備支援に関与したのは、2000年4月からです。カンボジア法整備支援は1999年から起草支援が始まつたばかりでした。ベトナム法整備支援は、JICA用語で「フェーズ2」となっていましたが、こちらも現地長期専門家として弁護士が二代目となり、法務省から初代現

地専門家を派遣したばかりで、現地の要望を汲み取り、現地セミナーや本邦研修を年数回実施する状況でした。



ベトナムとの調印式
(1999年11月18日)
森嶌先生とロック司法大臣

ベトナム支援もカンボジア起草支援でも、森嶌教授と新美育文教授の声掛けで集まった民法研究者・弁護士・判事⁴が、月1回のペースで当時のICCLC事務所に午後6時頃から集まり、起草に関して協議していたのです。ベトナム・カンボジアの本邦研修では、中身はもちろん民法研究者が対応するのですが、その講義にも極力出席していました。私にとって司法試験勉強と司法修習以外は民法に縁遠く、正に「門前の小僧」状態です。

今なら「働き方改革」なる掛け声があり、考えられない事態かもしれません。当時でも、法総研教官は研修の企画に徹すればよく、全部に関与する必要はないと言う人もいました。しかし、それでは単なる企画事務員であり、実務法律家としての研修企画と言えるのか私には疑問だったので。何より名だたる民法研究者の議論や講義を聞けるのですから、こんな貴重な機会はありません。むしろ、お金を払って聞く

⁴ メンバーは ICD NEWS 第7号（2003.1月）参照

べきものを、無料で聞けるわけです。

森嶌教授はJICAの国内支援委員会のトップであり、1～2か月に一度くらいの頻度で開催され、その会合にも毎回出席し、歯に衣着せぬ発言をされていました。例えば、

「JICAには法律家はいないんだから、法整備支援をやると言っても法律家を使うしかない」

「最高裁からの長期専門家の派遣は、どうなってますかなあ」

などと、JICA担当職員や、最高裁判所秘書課付（判事補）が同席している場で言うものですから、皆が相応のプレッシャーを受けます。そういう苦言めいたことを述べる時は、にこやかな笑顔なのです。研究者の仲間内では違うかもしれません、組織が違う若い人たち相手ですから、それなりの思いやりが見て取れました。半年遅れて最高裁から判事補のベトナム派遣決定の報が届き、その派遣者は国内支援委員会に出席していた秘書課付の竹内務判事補（現法務省民事局長）であり、森嶌先生は正に破顔一笑だったのです。また、数年後にはJICA法整備部門に弁護士が勤務するようになり、森嶌マジックとも言えるでしょう。

その一方で、法務省や法総研に対しては、他の組織の面々が同席する場所では、気を遣っているようでした。その背景にあるのは、次のような事情からです。森嶌先生は、ベトナム民法支援の話をするときに、1992年頃の苦労話を笑い話として披露します。周知の内容ですが再び述べると、

- ベトナム司法長官（ロック大臣として有名）が日本に民法支援を依頼したのに

無回答

- 森嶌先生が法務省に行くと国際協力は外務省所管、外務省に行くと民法は法務省と言う
- JICAは法整備支援がODA対象となるとは思っていなかったこと
- ベトナム側意識では日本が約束を破ったことになるため、日本の沾券にかかる状態

そこで、自分で資金を集めて1995年ベトナム民法改正のお手伝いをした。いかにも「省庁あるある話」です。

また、決して権力側とはいえない森嶌教授が、日本国の大義を守るために行動したのは、同じく権力側に厳しい立場の川島武宜法学博士と、米国法律家との対話を想起させます。川島博士が「日本の司法に汚職はない」と述べると、米国側から研究者の態度とは思えないと批判され、それでも更なる擁護論を述べたが、それは図らずも国を守る立場になっていたと回想する話のことです。

さて、森嶌教授は、その後も諦めずに法務省やJICAと交渉したと思われ、1994年に法務省秘書課主導でベトナム司法幹部を招聘して日本の制度説明や視察を実施し、1996年からベトナム支援が始まります。同じ年にUNAFEI支援団体であるACP⁵を参考にICCLCが設立されていますので、法務省側にも森嶌構想に呼応した人がいたことを意味しています。加えて、フェーズ2当初、法務省・法総研はICD創設に向けて奔走していましたので、そういう時期に相手を面と向かって批判するわけがありません。

⁵ 国連NGOのアジア刑政財団（英名の略称）

森嶌先生は、「官」の特性を熟知しており、法務省が一度手を付けた以上、これが継続することになり（悪く言えば前例踏襲）、JICA長期専門家派遣や本邦研修運営という面では、枠組みは整ったという心境だったと思います。中でも本邦研修は、途上国にとって「日本に行ける！」という強烈な動機付けになるため、彼らの関心を引き付けることができます。法学研究者は、研修の中身に全力を傾けられるというわけです。

森嶌先生の前で初のプレゼン

国際協力に携わると、先輩諸氏や著名な教授の前でプレゼンをする機会が嫌でもやってきます。そこで臆してはならず、むしろアピールしなければなりません。これはUNAFEI教官時代に学んだことであり、出席表にマルを付けただけでは参加ではない、皆の前で発表、質問、あるいはコメントしてこそ、「あの人があ出席している」と認知されるわけです。

当時、JICA主催（法務省は共催）の「第2回法整備支援連絡会」がJICAの国際協力総合研修所（市ヶ谷）で行われました⁶。そこが私のデビューでしたが、外国人の参加もあり、自己紹介で「Attorney, General Affairs Planning Department」のコンマ（ポーズ）の位置が重要で、Attorney Generalと続けないようにとジョークで始めました。そして、様々な法分野の専門家・研修者が集まっているため、なぜ民法支援なのか、が問われる状況であり、私なりに民法支援の根拠としたのが、次の内容です。

「民法は市民社会法の基本法である。取引当事者の自由・独立・平等が基本にあり、それはビリヤードに喻えると分かり易い。球が均質で一つ一つ自由に動けるからゲームが成り立つ。大企業の商品でも消費者が買わないという選択ができるので対等である。球が不統一だとゲームにならない」

「小さい球が未成年者等の無能力者なら法定代理人を付けて平等になるようになる。大企業は大きな球でゲームにならないので、独占禁止法や約款、労働法などで平等化を図ろうとする。つまり、民法を学べば、人権の基本原理が知らず知らずのうちに身についていくことになる」

これは、中央大学1年次の民法講義、一風変わった沼正也教授の受け売りであり、「日本の法整備支援は、なぜ人権を取り上げないのか」という声に対する説明にもなると考えた結果です。

実は、森嶌先生の口癖は、「人権」というのは、中国、ベトナムや途上国では、西洋人が一定の場面である思惑をもって使う、いや、少なくともそう使われると途上国から思われている「手垢の付いた用語」なのだということでした。「人権」とか「Human rights」という用語を使った途端、臓器売買、人身売買、少数民族問題、権力機構批判などが想起され、そこから一步も進まなくなるとも言っていました。

こういうこともあって、私なりに説明したつもりでしたが、プレゼン後に森嶌先生は、

「あの発表でね、一つだけ言うと、大企業がビリヤードの大きな球かどうかは分からんけどねえ」

⁶ 経緯は ICD NEWS 第87号（2021.6月）拙稿 参照

と、にこやかに笑みを浮かべつつ、意味深な感想を伝えてくださいました。そのときは分かりませんでしたが、「大企業と言ったって、大したことないよ」という意味かもしません。それは、不法行為法の研究者にして四日市公害訴訟の原告側に加わり勝訴していますし、名古屋大学でもバブル崩壊後にもかかわらず企業から多額の寄附金（1億2000万円）を集めています。法整備支援分野でも、JICA・外務省・法務省もいわば大組織とも言えるわけで、これらを動かしてきた経験に基づくものかもしれません。あるいは、大企業や組織といつても担当者レベルや幹部相手だから、要は相手を見て、それに応じた対応の仕方だよと言いたかったなどと、あれこれ考えさせられました。

责任感・使命感と度量

今の法整備支援体制を形作るについては、森嶌先生の役回りに負うところが大です。プロジェクトとしてはJICAが実施主体です。しかし、JICA担当者は開発事業には詳しくても法分野は知らず、担当者には異動がつきものです。ODAを使って、支援対象国を相手にするには、大臣レベルと交渉・折衝が必要となり、失敗すれば責任問題となりかねません。JICA幹部、外務省や法務省の幹部、法学研究者の中で、支援委員会の長として、あるいは調査団の団長として責任を負うような役を引き受ける人は極めて稀です。そのことを十分承知の上で、森嶌先生は、「責任って言ったってね、大した責任じゃないからね。いくらでも取ってやるよ。僕は保身とは無縁だ。面子はあるけどね」と、豪快に笑って引き受けました。

ところで、ベトナム民法改正支援、カンボジア民法起草支援が同時並行で進んでいる中、ラオスからも法整備支援の要請が来っていました。森嶌先生はラオス支援には消極でした。ラオスはまだその時期ではないということと、日本側の人材不足、つまり研究者メンバーの手が回らない状況だったからです。

当時の同僚榎原一夫総務企画部付（後に大阪高検検事長を務め、現弁護士）と話しても、それは百も承知であり、ただいわゆる仏印（インドシナ3か国）のうち、ラオスだけ無視するわけにもいきません。ラオスの規模なら次年度にできるICDの教官にとっても実質的に経験を積む格好の場になるので、事前調査は実施したいと考えました。JICAの本部も現地事務所も賛成です。

そこで森嶌先生に話すと、「事前調査すればラオスは期待する。対応できるのかな」と問われ、「先生方にはご迷惑はかけません。ラオスの状況からして、研修と教材作りが中心となるでしょうから、来年できる法総研ICDで責任を持って対応します」と言い切ると、「分かった。でも調査団長になってくれる人はいないでしょ。僕が最後の調査のまとめの時だけ団長で行こう」と承諾してくださいました。

さて、支援対象国には欧米の様々なドナー機関（法整備支援関連）が日本よりも先に実施しており、時に日本の起草支援に重大な影響を及ぼすことがあります。特に、世界銀行（WB）やアジア開発銀行（ADB）などの支援は、conditionalityと言って、彼らの提案に従わなければ、支援金をストップするという手法であり、英米法系の個別法を導入しようとしていまし

た。森嶌先生はＪＩＣＡ事業にかかる問題として、直接出向いて世銀担当者と交渉するということも全く厭わず、そして躊躇なく臨んでいました。その行動力は、まさに有能かつ実務能力の高い外交官を彷彿とさせるものでした。もちろん、全てがうまくいくわけではありません。とにかく物申す、日本はこれこれこういう考え方でこういうことをやっていると主張し、発信することに意義があるという姿勢です。とても通常の研究者とは思えない行動でした。

一方で、複数のドナーが似たような支援を重複して行うことを避ける必要があるという文脈で、ドナー間の協調や調整が議論となつた際、森嶌先生は

「調整とか協調、そんなものは必要ない。やることをやっていれば相手が調整しにくる」

と言い放ちました。字面だけで理解すると誤解を招いかねません。その真意は、他の機関やその活動に興味がないのではなく、皆がそれぞれ忙しくて連携協調する暇がないだけであつて、それより日本がしっかりと良いことをやっていて発信すれば、こちらが気をもまずとも向こうからやってくるという意味です。つまり「まず自分の胸に手を当てて全力を尽くしているか？」と自問せよ」という叱咤激励でもあったのです。

このように、森嶌発言は、会議の流れと、その文脈において理解しなければならず、油断ならないという意味で留意が必要でした。

また、森永氏が長期専門家として滞在していた頃、ベトナム法整備支援が打ち切られそうになったことがあると、最近聞いて驚きました。その際にも結局、森嶌先生の度量と胆力により継続となり、今に至って

いるということです。

森嶌発言の厳しさと真意

私が見聞きした森嶌発言に基づくと、あるキーワードが出たときに、論調が厳しくなっていました。

- (1) なぜ民法・民事訴訟法支援か
- (2) 「人権」分野を扱わないのか
- (3) 民主化支援
- (4) 人材育成
- (5) ルール・オブ・ロー（法の支配）
- (6) グッドガバナンス
- (7) ストラテジー（戦略）

ここで挙げた(1)から(3)までは、ＪＩＣＡが市場経済移行支援という枠組で、民法・民訴法起草支援として始まり、それが注目を浴びたため、他の法分野から意見や質問・疑問が呈されたときに生じます。その際は、

「原則論としては、法整備支援は、誰がどのようにやってもいいもので、何も限定はしていない」

「しかし、ここで話している法整備支援はＪＩＣＡのＯＤＡとしての支援である。国の金を使うからには、国・政府レベルの話は避けられず、優先順位も問題とされる」

「相手国が、人権や民主化、憲法の支援を求めるなら、そして日本の専門家で対応でき、ＪＩＣＡ・外務省が応じるかという話になる」

と、おおよそのこのような論法になります。言外には、自分でそのニーズを発掘して相手国から支援要請を受けた上で、関係省庁を説得すればできるのだから、この場で意見するのもいいが、取り組んでみたらいいということかと思います。

次に(4)の人材育成については、「人材育成はそれぞれの国が行うべきもので、それが単体・独立で支援の対象にはならない」という考えでした。JICAやICDが、人材育成を項目として掲げると、抽象論に対して必ず反応します。それはカンボジア民法・民訴法起草支援を行い、最終的には施行となった経験に基づくものと、私は理解しています。1999年に始める時は、対象国からフランスと同様に1年で作ってほしいと言われたものの、「そんなことはできない」と断り、どんなに頑張っても3年から5年は必要と説き伏せて着手した経緯があります。現実の施行（適用）は2011年12月21日ですから⁷、なんと12年の歳月を要したのです。

法律ができてもそれを運用する人材がいなくては絵に描いた餅となるため、カンボジア裁判官と現地セミナー、本邦研修で、継続的かつ後継者育成を意識しながら、辿り着いたものです。カンボジアで開催された民法関連行事で、このプロジェクトに関与したカンボジア裁判官が聴衆からの質疑応答に見事に対応し、聴衆、特にカンボジア政府幹部や他のドナー関係者が驚き感心したと聞いています。見くびっていたことの裏返しでしょう。つまり、人材育成支援というのは、それ自体が目的ではなく、まず何らかの題材（例えば民法起草）があつて、それを支援機関だけでやるのではなく、現地の実情と必要性を知る人を巻き込んで行い、共に考え方議論しながら行うもので、それこそ人材育成であるという考えなのです。伝聞ですが、西洋ドナーが「日本はいい人材を取り込んでうまくやった」と

言ったということです。その長い道を知らぬがゆえの感想だと思いますが、負け惜しみのように受け取ってよいと感じた次第です。

次に、法の支配（ルール・オブ・ロー）や、グッドガバナンス（良い統治）、ストラテジー（戦略）という横文字概念が登場すると、森嶌先生の反応を誘発すると覚悟しておくべきです。これらは全て西洋概念、更に言えばアメリカ型の発想で、その発想を皆がその本質に留意することなく、ありがたがってそのまま途上国に導入しようとするのはよくないという文脈で森嶌発言がなされます。つまり、彼らの言う Rule of law は The rule of law であって、A rule of law ではないことから明らかだとして、「法の支配」と和訳されるけれども、最終的には裁判所で解決されるということが背景にあり、アメリカには立派な裁判所があり立派な裁判官がいるかもしれないが、途上国はそんな実情ではなく、実情を考慮したアプローチが必要だということでした。

グッドガバナンスも同様であり、アメリカにはアメリカの、ロシアにはロシアの、中国には中国の、途上国には途上国のガバナンスがあるということに始まり、そのように異なる社会や土壤の中で、どのようにして在るべき姿を気付かせ、その方向へと導くかが意識されるべきなのに、お題目のようにルール・オブ・ロー、グッドガバナンスを唱えることで、何か良いことをしたように錯覚してはならない、それは思考停止につながるというような批判的論調になっていました。

⁷ ICD NEWS 第51号（2012.6月）参照

ストラテジー（戦略）も同じです。森嶌先生は I G E S⁸ 初代理事長・所長でしたので、戦略とは何かが始まると、とても太刀打ちできません。

こうしてみると、ある一つの理念に貫かれていることが分かります。それは、どこまでも pragmatiC (pragmatic)、つまり「実用的で具体的でなければならぬ」ということです。西洋型起草支援、つまり自分たちと似た法律や法制度ができれば進出や取引で有利になるとして、ドナー側が提示した法案を呑み込ませる方式には反対であり、そんなことをすれば機能しないことは、過去の「法と開発運動」の失敗から明らかなのに、まだそういうことをやっている（いわば、お題目・抽象論と一緒に）という批判的な視点です。



ベトナム司法省とのセミナー
(2008年8月5~6日)

だからこそ、ベトナム民法改正支援で、ベトナムの実情を調査し、対象国幹部と対話し、先方の起草案を基に、ベトナムの実情に合わせて民法というものの考え方を説いていったのでしょう。カンボジアでも実情を知るためにカンボジア裁判官をプロジェクトメンバーに常時入れ、将来の運用も含め、対象国で使える、法が機能することを目指したのです。

⁸ 公益財団法人地球環境戦略研究機関（英名の略称）

とを目指したのです。

心血を注いだ大変な事業であったのですが、その後に、I C DやJ I C A、そして名古屋大学が、インドネシア、ウズベキスタン、モンゴル、ネパール、東ティモールなどに手を広げていった状況には、「そんなにできるわけないのだが、一体、何をやっているんだか・・・」という思いがあつたに違いありません。

考えてみれば、森嶌先生が専門とする不法行為法は、民法は僅か16か条、要件も抽象的であり、これを具体化して社会の発展に伴い新たに生じる不法行為事案に対処し、かつ、法理論を構築していく分野です。その事案の不利益を加害者側に負わせるか、被害者側に残したままにするかという究極の価値判断が付きまといます。お題目や抽象論では現実の問題は解決できないということが染みついていたと思う次第です。

記憶に残る森嶌語録

(1) 法整備支援は麻薬のようなもの

言うまでもなく、一度、法整備支援に携われば、その魅力に憑りつかれ、なかなか抜け出せないという意味です。周囲に仲間も抜け出させてくれない。仮に抜け出せたとしても、フランクハッカのように思い出し、何か行事があると顔を出したくなるもので、それほど中毒性・依存性があるというわけです。

(2) 戦うときのアプローチが外国（特に西洋）と日本では違う

曰く、「剣を持った戦いに喩えると、彼らはいきなり前に出てチャンチャンバラバラやって有利に進めようとする。日本ではまず一步引いて相手との距離を取って間

(スペース)を作り、それからじりじりとスペースを取り合う。日本流で一歩退いて“間”を作ったつもりが相手に攻め込まれることにならないようにね」

実に言い得て妙です。

(3) JICAの本音は、学者・医者・弁護士（法律家）を使いたくない、僕も同じだけど・笑

これは冗談半分ですが、プロジェクトでは落としどころが必要なのに、先生と呼ばれる人たちは融通が利かず辞めてしまいがちであり、専門家側に対する戒めの言葉だと理解しました。

(4) 君はラオスで法学教育の英雄になれる

これは2001年1月、ラオス支援の事前調査まとめの時期に森嶌先生を団長としてお迎えしたときの話です。関係機関を視察しながら、ラオスの実情を説明すると、「一人当たり月10ドル、1年で120ドル、学生150名として全部で18,000ドル、200万程度か。個人名を冠したフェローシップでも作れば、一躍ラオス法学教育の英雄だね」と冗談交じりに仰った。

(5) 歴史を縦糸、現在を横糸に取れば、法整備支援で生きた歴史を学べる。

これも2001年頃、森嶌先生との雑談で言われた内容です。曰く

「時代の流れを縦糸に取れば、日本も途上国のような時代があり、それはわずか50年前の話で、自分も食べるものにも事欠く経験をしてきた。法律図書もあまりなく、似たような困難な時代を過ごしてきた。」

「一方で、現在という時代を横糸に取れば、その困難な状況が途上国に現実に存在する。若い人にとって、法整備支

援に携わって現地を見るということは、日本の過去を実体験できることを意味し、現代日本の環境が所与のものとして、当然のように存在するものではない。それを知るだけでも意義がある」

(6) 前の人が時間オーバーを許されたので、私もいいかな？

会議では、発表時間の制限がありますが、森嶌先生が話し出すと、往々にして長くなります。特に、前の発表者が時間オーバーした場合には、自分の制限時間が迫っても終わりそうにないと、「前の人が許されたので、私がオーバーしてもバチは当たらないよね」と言って話し続けたことがあります。もちろん、ウイットですが、誰も何も言えませんし、名指しされたも同然の発表者は恐縮することになります。

(7) 森嶌でも森島でも僕は構わない、法務省は別なことに気を遣いなさい

有斐閣の著書「不法行為法講義」は、通常の「島」です。名前表記の正確性のため、森嶌先生に確認したときの答がこうでした。これを担当者に伝えると驚きつつ、「島」となりました。

残された者の責務

最後になりますが、法整備支援は25年前と違って、法学研究者にも実務家にも知られるようになり、一定の認知を受けています。それなりに活動は続くでしょう。法整備支援事業は、法学研究者・実務法律家・開発関係者など様々な分野の人々が立場と利害を超えて同じ目的に向かって協力できるという意味で、素晴らしい事業です。そのような事業を根付かせてくれた森嶌先生に報いる意味でも、発展させていか

なければなりません。その責任は重大です。

しかし、森嶌先生が築いたベトナム・カンボジアとの信頼関係を引き継げる人は誰もいないでしょう。森嶌先生は「情けないことを言うな」と叱責されるか、「そうか、そうか」と満足されるか、あるいは「大丈夫だよ」とも激励されそうな気もします。

森嶌先生、本当にありがとうございました。先生の御冥福をお祈りしつつ、次の言葉でお見送りいたします。

「森嶌の前に森嶌なし 森嶌の後に森嶌なし」



森嶌先生とクオン司法大臣
(2008年8月7日)

(2024年9月4日 記)